

奈良県におけるDVの現状

1. DV相談件数の推移

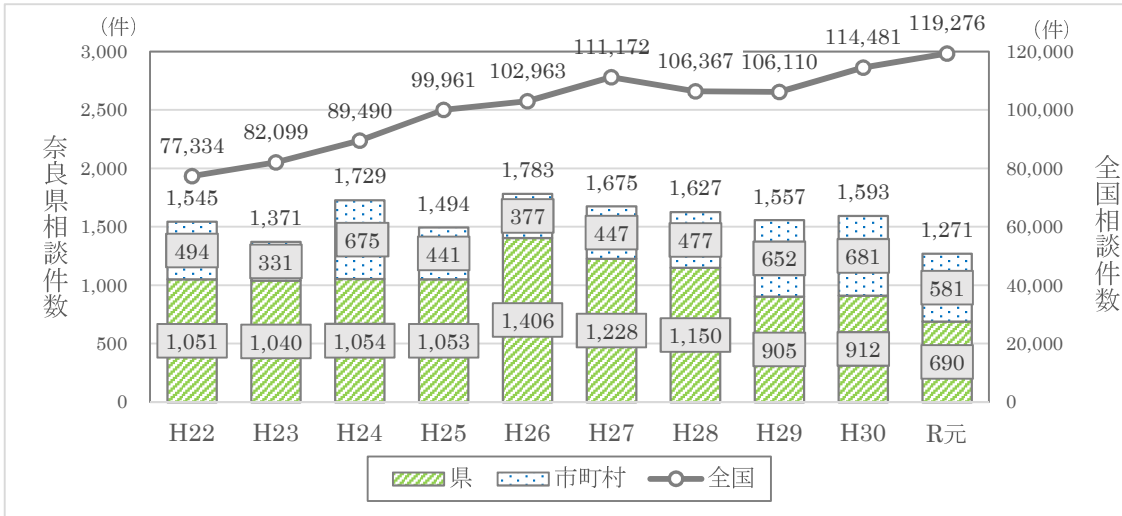


図1 DV相談件数 (全国・県・市町村)

- ・ 奈良県のDVに関する相談件数は、県、市町村ともに昨年度から減少し、令和元年度は1,271件 (20.2%減) となった。
- ・ 一方、全国の相談件数は、令和元年度は119,276件 (4.2%増) と増加している。

2. 相談機関別 県DV相談件数

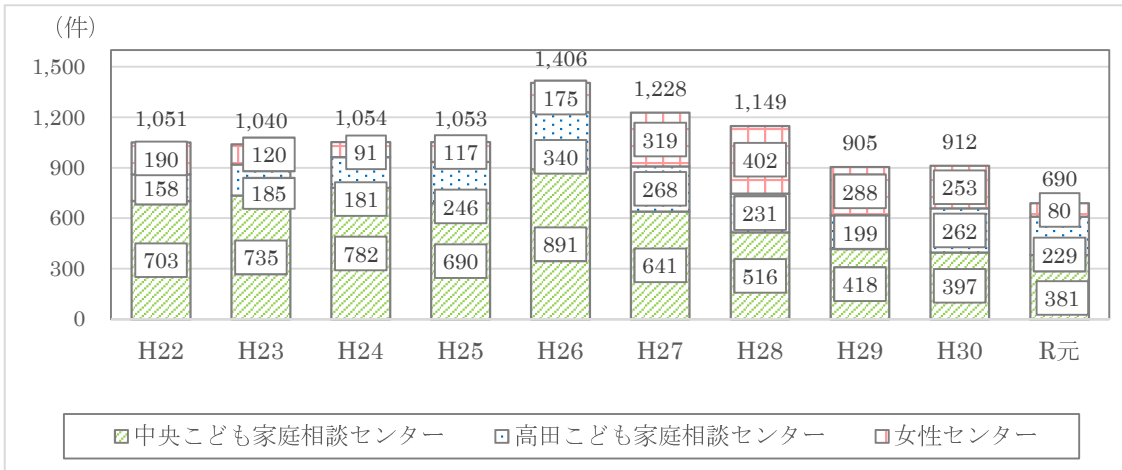


図2 相談機関別DV相談件数

- ・ DV相談件数は、県の相談機関では、中央こども家庭相談センターが最も多い状況が続いている。
- ・ 昨年度と比較すると、女性センターの比率が減少している。

3. 奈良県警察における相談等件数の推移

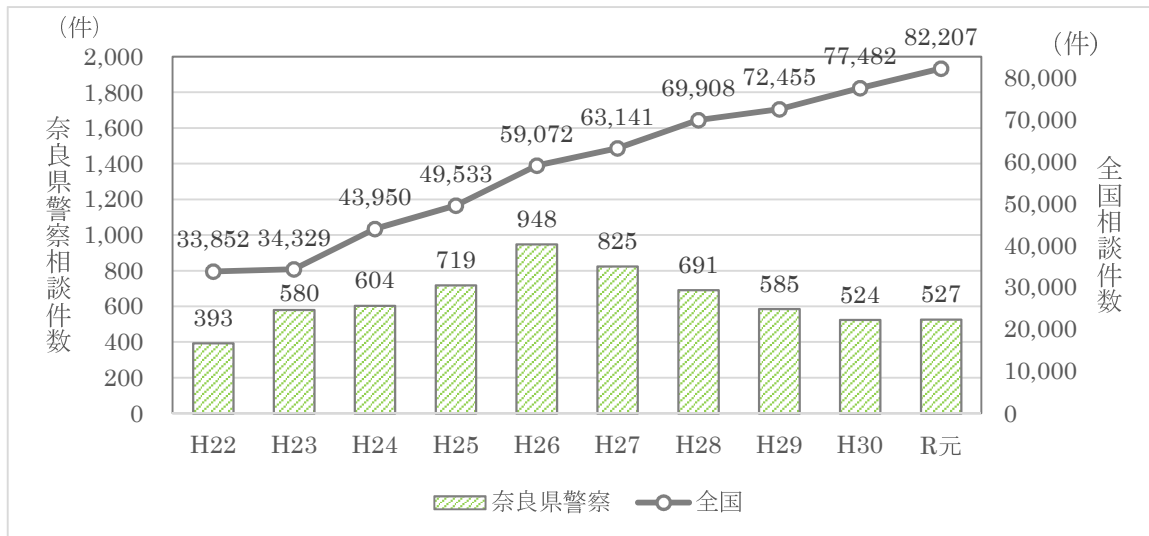
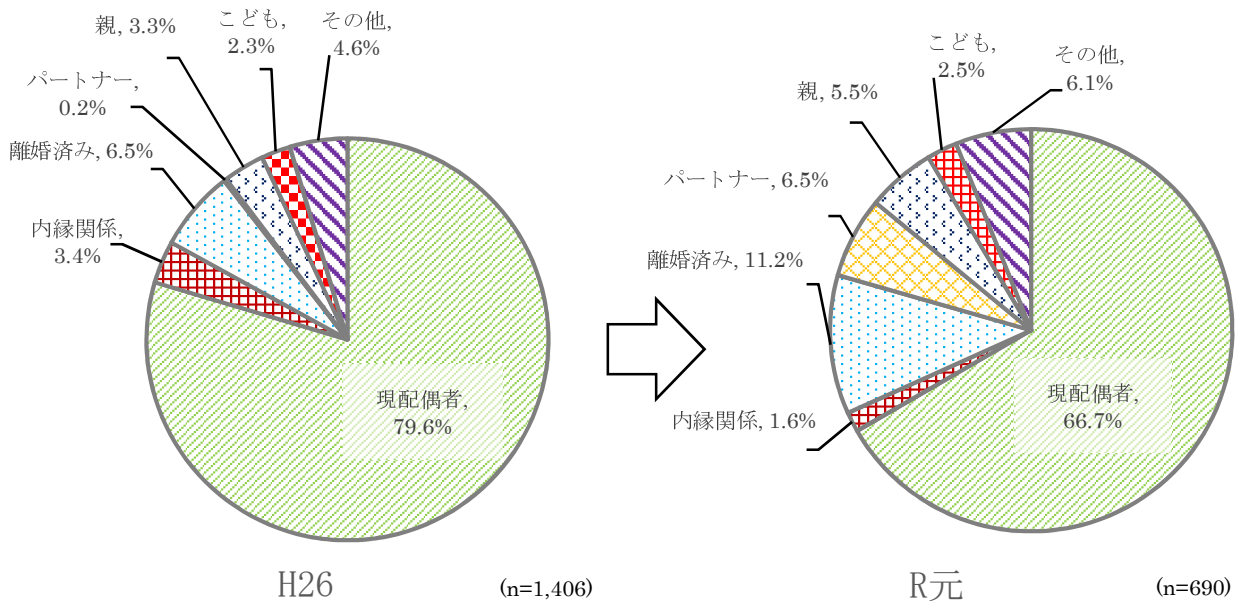


図 3 配偶者からの暴力事案等の相談等件数

- ・ 奈良県警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、ほぼ前年並みで、令和元年は 527 件（3 件増）であった。
- ・ 全国の警察における相談等件数は増加を続けており、令和元年は 82,207 件でDV防止法施行後最多となっている。

4. 加害者の内訳



- ・平成26年度、令和元年度のどちらも「現配偶者」が最も多いが、その比率は減少している。
- ・替わって「パートナー」、「離婚済み」等の比率が増加している。

(参考：分類内訳)

分類	解説	他分類との相違点
1 現配偶者	法律婚状態にある配偶者	
2 内縁関係	事実婚状態にある配偶者 届出不明	
3 離婚済み	離婚済み（事実婚解消済み） 婚姻関係中から暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受けているケース	婚姻関係中は暴力がなく、離婚を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による）
4 パートナー	【交際相手（同居）】 生活の本拠を共にする交際相手 【元交際相手（同居）】 交際中から暴力を受け、関係終了後も引き続き暴力を受けているケース 生活の本拠を共にしていない、 交際相手一般、交際中に限る	事実婚との違いは、本人の婚姻の意思 交際関係中は暴力がなく、交際関係終了を機に暴力や、迷惑行為が開始されたケースは、ストーカーもしくは、その他の者からの暴力に計上される（この二つの分類は行為態様による） 元交際相手（同居を除く）からの暴力はストーカー、その他の暴力へ分類
5 親	親からの暴力	
6 子ども	子からの暴力	
7 その他	知人・友人等からの暴力	

5. 被害者の年齢

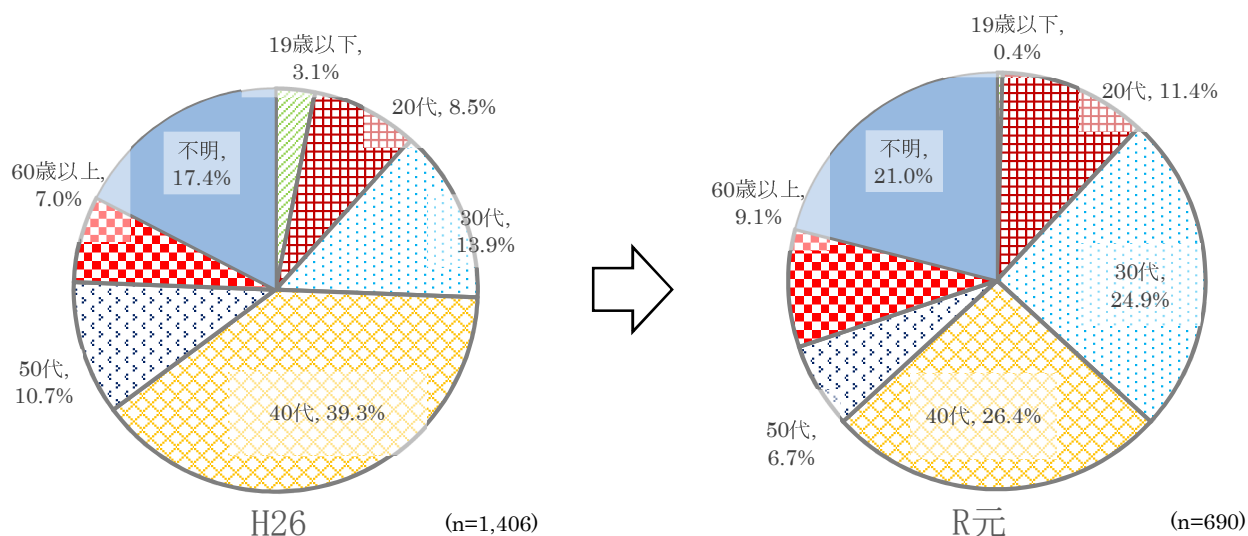


図 5 被害者の年齢構成

- ・ 平成 26 年度、令和元年度のどちらも「40代」が最も多い。
- ・ ただし、令和元年度は「30代」の比率が増加しており、「40代」との差は 1.5 ポイントとなっている。

6. 暴力による一時保護者の推移

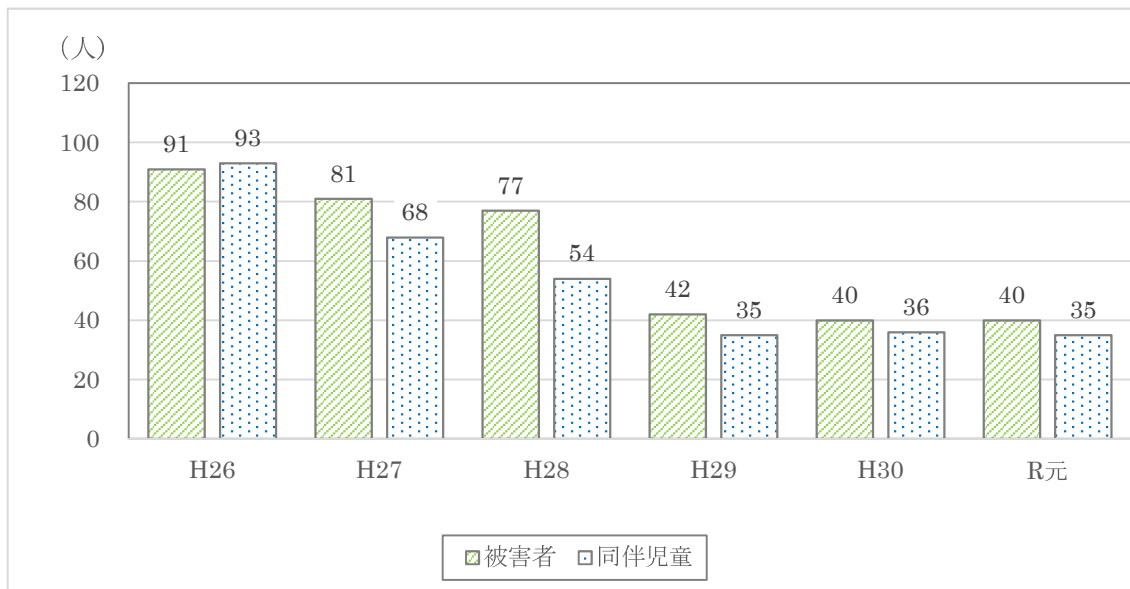


図 6 暴力による一時保護者の推移

- ・ 平成 26 年度をピークに減少傾向にあったが、直近 3 年度はほぼ同水準の状況が続いている。

7. 一時保護の受付経路

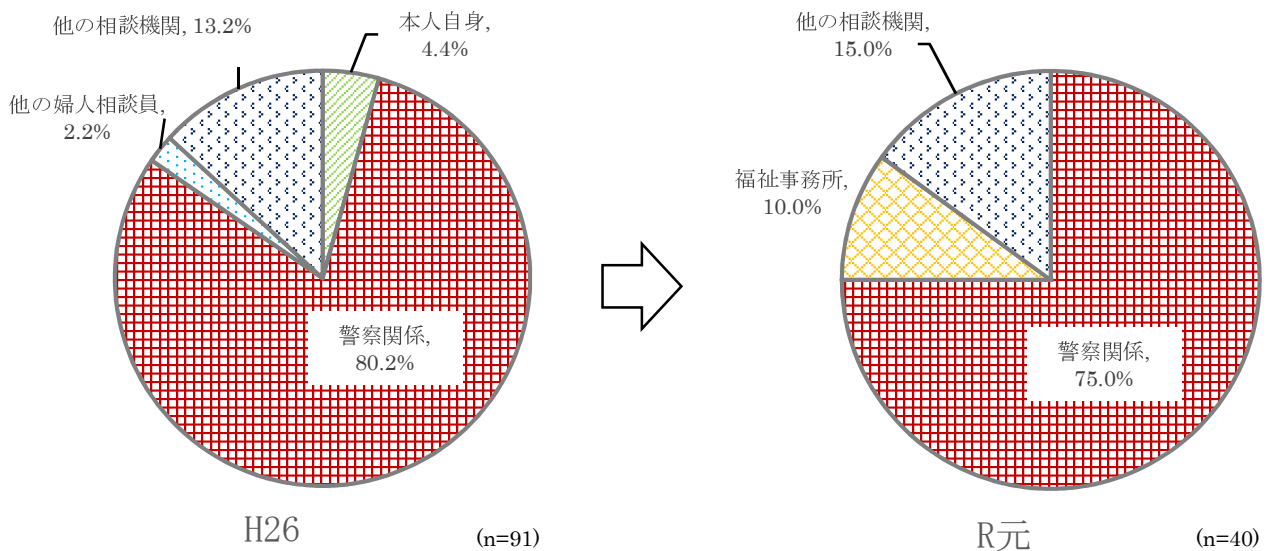


図 7 暴力による一時保護の受付経路

- ・ 平成 26 度、令和元年度ともに「警察関係」が最も多い。
- ・ 平成 26 年度と令和元年度を比較すると、「福祉事務所」が増加している。

8. 一時保護後の処遇状況

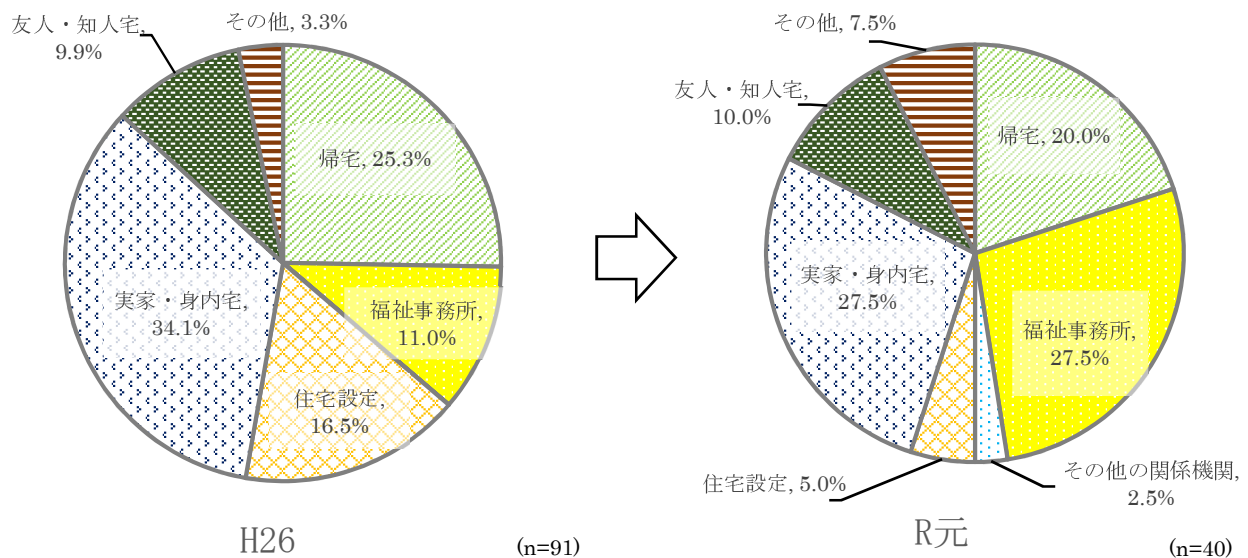


図 8 暴力による一時保護後の処遇状況

- ・ 一時保護解除後の状況は、「帰宅」が最も多い状況が続いていたが、令和元年度は、「実家・身内宅」及び「福祉事務所」が最も多くなっている。

(注) 「福祉事務所」は、母子生活支援施設や救護施設等の社会福祉施設への入所
「住居設定」は、直近の住居、実家・身内宅、友人・知人宅を除く新たな住居を設定
「その他の関係機関」は、軽費老人ホームなどへの入所
「その他」は、ホテル等